

別紙

諮問第1655号

答 申

#### 1 審査会の結論

「懲戒審査事案」外4件を一部開示とした決定のうち、別表記載の本件非開示情報1から9までを非開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇署所属の〇〇巡查長（退職）による〇〇事件に関して人事第一課が保有する、懲戒審査事案、監督上の措置に関する文書、再発防止策や訓示等の内容、報道発表の内容」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年11月24日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し対象公文書として別表に掲げる本件対象公文書1から5までを特定し、本件一部開示決定を行った。本件審査請求を受理後、本件一部開示決定の一部を取り消し、開示する決定を行ったが、その他の決定は適正かつ妥当なものである。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年10月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年7月14日に実施機関から理由説明書を收受し、同月31日（第212回第三部会）から同年10月30日（第214回第三部会）まで、3回の審議を行った。

##### （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び口頭による説明における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

別表に掲げる本件対象公文書は、本件の懲戒処分事案（以下「本事案」という。）の発生を受けて作成されたものであり、このうち、本件対象公文書1及び2については、警視庁警察職員懲戒手続規程（平成13年3月1日訓令甲第2号）に基づき、職員の規律違反等を審査するために作成された文書であり、本件対象公文書1は本事案を起こした職員に係る懲戒審査文書、本件対象公文書2は当該職員に対し監督責任を負う上司の職員に係る監督上の措置の審査文書である。また、本件対象公文書3及び4は再発防止のために発出された、それぞれ1年保存の通達である。さらに、本件対象公文書5は実施機関が報道機関に発表した懲戒処分に係る報道発表資料である。

イ 審査会の審議事項について

実施機関は、本件一部開示決定のうち、令和4年9月14日付けで一部処分を取り消し、本件対象公文書2及び5の署長、副署長、課長、課長代理（警部）及び係長（警部補）の年齢について開示していることから、審査会は、それらを除く別表記載の本件非開示情報1から9までの非開示妥当性について判断する。

ウ 懲戒処分及び監督上の措置とその発表について

懲戒処分とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める戒告、減給、停職又は免職を指すところ、実施機関における監督上の措置とは、職員の懲戒処分に至らない比較的軽微な規律違反に対し、任命権者又は指揮監督権を有する上級の職員が、当該職員の以後の職務履行の改善向上を図るために行う人事管理上の措置をいい、訓戒、注意等があるとのことである。

実施機関の懲戒処分の発表については、「「懲戒処分の発表の指針」の改正について（通達）」（平成31年3月29日付警察庁丙人発第92号。以下「指針」という。）に定めがあり、指針では発表を行う懲戒処分の種類として、「（1）職務執行上の

行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分、（２）私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分、（３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分」と規定されている。実施機関によると、指針を参考に事案ごとの事実関係に即して発表の是非、内容等を判断していると説明する。

また、指針では発表の内容について、「処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。」と定められており、これを受けて実施機関では、懲戒免職の場合を含め、懲戒処分を受けた職員（以下「被処分者」という。）の氏名については特段の事情のない限り公表していないと説明する。

さらに、監督上の措置の発表について、指針では懲戒処分の発表の内容及び時期を準用する旨定められているところ、監督上の措置を受けた職員（以下「被措置者」という。）の氏名についても公表していない旨説明する。

## エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

### （ア）本件非開示情報１について

本件非開示情報１は、管理職ではない警察職員の氏名及び印影であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例７条２号本文に該当する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報１は条例７条２号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報１については、条例７条２号に該当し、同条４号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

### （イ）本件非開示情報２について

本件非開示情報２は、本件対象公文書１のうち、被処分者の懲戒処分の審査に際し、上司である所属長の意見が記載されたものであり、実施機関が条例７条２

号及び6号に該当するとして非開示とした情報である。

審査会が検討したところ、懲戒処分は、規律違反の内容や事案の軽重等様々な要因を総合判断して決定されるものと通常考えられるところ、懲戒審査文書に所属長の意見を記載する趣旨は、被処分者を管理監督する立場の所属長に率直な意見を記載させることで、懲戒処分の審査に資することにあると考えられる。そのような性質のものと考えれば、公にすることにより、所属長が内外からの干渉のおそれを懸念して、率直な意見を記載することを躊躇するなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2については、条例7条6号に該当し、同条2号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、本件対象公文書1のうち、処分欄の非開示とした部分、被処分者の生年月日、職員番号、給料の級号給及びその金額、勤務年数、勤務成績、現階級勤務年数並びに被害者の年齢である。これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例7条2号に該当するとして実施機関が非開示とした情報である。

審査会が確認したところ、本件非開示情報3のうち、処分欄の非開示とした部分には、懲戒免職という処分に加えて実施される、人事管理上不利益となる措置が記載されていた。同記載は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例7条2号本文に該当する。

当該情報は、実施機関において公にしていない情報とのことであるから、同号ただし書イには該当しない。また、人事管理上の措置を受けるという情報は公務員としての身分取扱いに関する事項であって、当該職員の職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

本件非開示情報3のうち、被処分者の生年月日、職員番号、給料の級号給及びその金額、勤務年数、勤務成績、現階級勤務年数並びに被害者の年齢（以下「生

年月日等」という。)については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号本文に該当する。

本事案においては、被処分者の氏名、年齢、被害者の年代等が公表されているところ、実施機関において、生年月日等については公表していないとのことであるから、氏名等が公表されていることをもって、生年月日等が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということではできず、同号ただし書イには該当しない。また、非開示とした部分に被処分者の職務に関係する部分が含まれるとしても、人事管理上の措置を受けるという情報は公務員としての身分取扱いに関する事項であって、当該職員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

#### (エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、本件対象公文書2の2枚目の欄外に記載された、被処分者の上司である巡査部長（主任）の措置に関して非開示とした部分である。実施機関は、人事管理に係る考え方や運用等が明らかになり、今後の公正かつ円滑な人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当するとして非開示としたものである。

審査会が確認したところ、本件非開示情報4は、被処分者の上司である巡査部長の措置を決めるに当たり、非違の概要欄以外に考慮した事実などが記載されていたが、実施機関によるとこれを公表した事実はないとのことである。本件対象公文書2では、被措置者の非違の概要欄の大部分が開示されているところ、本件非開示情報4のように、個別の考慮事項を公にすることとなれば、措置を決定するに当たってどのような事項・事情を考慮しているのか推測されてしまうため、懲戒審査事務を含む人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 は、本件対象公文書 2 のうち、署長、副署長及び課長の氏名並びにその在職期間に係る非開示とした部分であり、実施機関は条例 7 条 2 号に該当するとして非開示とした情報である。

実施機関は、被処分者及び被措置者の氏名については、指針において、処分を受けた職員等のプライバシーその他の権利利益を保護するための必要な配慮を行うとされていることから、特段の事情がある場合を除いて公表しておらず、本件開示請求においても非開示としたと説明する。また、在職期間に係る記載に関しても、他の情報と照合することで被措置者を識別することができるため非開示としたと説明する。懲戒処分の公表の趣旨に関して、実施機関は、非違行為に対して厳正に対処したことを示すことにより、公務に対する信頼を確保する目的で行うものであり、被処分者の氏名を懲罰的に公表する趣旨ではなく、これは監督上の措置に関しても同様であることから、仮に被措置者の氏名について、措置の時期や所属等と人事異動の際などに公表されている情報と照らし合わせることで推測できるとしても、そのことを理由に開示することはしない旨説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 5 は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

本件においては、管理職職員という観点ではなく、監督上の措置を受けた職員という観点から、指針に従って被措置者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮として氏名を非開示にしたということであるから、その判断は首肯できるものである。また、実施機関が措置時の報道発表に際してその氏名を公表していない以上、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできず、条例 7 条 2 号ただし書に該当しない。さらに、被措置者が公務員であり、非違の概要が被措置者の職務に関係する部分を含むとしても、人事管理上の措置を受けるという情報は公務員としての身分取扱いに関する事項であって、当該職員の職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 5 は、条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 は、本件対象公文書 2 のうち、被処分者の非違の概要欄の非開示とした部分であり、これは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

本事案においては、逮捕時の報道発表や懲戒処分時の報道発表資料である本件対象公文書 5 において、事案の概要が公表されているところ、実施機関において、事案の詳細に当たる本件非開示情報 6 については公表していないとのことであるから、事案の概要が公表されていることをもって、本件非開示情報 6 が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできず、同号ただし書イには該当しない。また、事案の詳細について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められず、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、本事案は私的な行為に係る懲戒処分であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 6 は、条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報 7 について

本件非開示情報 7 は、被処分者及び被措置者の職員番号、課長代理、係長及び主任の氏名、主任の年齢並びに被処分者、課長代理、係長及び主任の在職期間に係る非開示とした部分であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、

本件非開示情報7のうち、課長代理、係長及び主任の氏名は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

また、本件非開示情報7のうち、氏名を除く情報についても、実施機関において慣行として公にしていなかったことであるため、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報7は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8は、一般に公にしていなかった警察電話の内線番号であって、これを公にすると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報9について

本件非開示情報9は、本事案を受けて再発防止のために発出された通達のうち、人事管理に係る考え方や運用等が明らかになり、今後の公正かつ円滑な人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため、実施機関が条例7条6号に該当するとして非開示とした情報である。

審査請求人は、不祥事の再発を防止し、公正な警察活動を担保するという観点から、これらの情報を公開することには高い公益性があり、また、都民の間に通達の内容を共有することによって警察業務に支障が生じるおそれはないなどと主張する。

この点に関し実施機関は、一般的な注意・指示項目であれば格別、本件非開示情報9は、個別具体的な内部の指示内容に該当し、公にすることで人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすだけでなく、その内容は必然的に警察としての本来業務に関連するものであるため、治安維持を最大の目的とし、かつ、職務内容とする実施機関の職務に重大な影響を及ぼす旨説明する。



審査会が検討したところ、本件対象公文書3及び4は、懲戒処分事案の再発防止を目的として発出されたものであり、その意味で開示することに公益性は認められるが、そのうち本件非開示情報9は、本事案の原因について分析・判断した記載や今後の不祥事案防止のための具体的な指示や方策が記載されていた。これら非開示とされた部分には、人事管理にとどまらず、業務管理の性質を有する記載も認められた。実施機関は、警察法（昭和29年法律第162号）に基づき、公共安全と秩序の維持をその責務とするため、人事管理上の指示内容と業務管理上の指示内容について密接に関連し区分することができないことは是認できるところであり、公にすることにより、人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるほか、実施機関の業務管理事務にも支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報9は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ

別表

本件対象公文書 1		
懲戒審査事案（〇〇警察署員による〇〇事案、令和3年7月12日起案のもの）		
1 枚目		
	職員の氏名及び印影	〈本件非開示情報 1〉 7条2号及び4号
2 枚目		
	職員の印影	〈本件非開示情報 1〉 7条2号及び4号
	所属長意見	〈本件非開示情報 2〉 7条2号及び6号
	上記以外の非開示とした部分（処分欄の非開示とした部分、被処分者の生年月日、職員番号、給料の級号給及び金額、勤務年数、勤務成績、現階級勤務年数、被害者の年齢	7条2号 〈本件非開示情報 3〉
本件対象公文書 2		
監督上の措置に関する文書（〇〇警察署員による〇〇事案の監督責任、令和3年7月12日起案のもの）		
1 枚目		
	職員の氏名及び印影	〈本件非開示情報 1〉 7条2号及び4号
2 枚目		
	欄外の巡査部長（主任）の措置に関して非開示とした部分（氏名及び年齢を除く）	7条6号 〈本件非開示情報 4〉
	署長、副署長及び課長の氏名並びにその在職期間に係る非開示とした部分	7条2号 〈本件非開示情報 5〉
	被処分者の非違の概要欄の非開示とした部分	7条2号 〈本件非開示情報 6〉
	上記以外の非開示とした部分（被処分者及び被措置者の職員番号、課長代理、係長及び主任の氏名、主任の年齢並びに被処分者、課長代理、係長及び主任の在職期間に係る非開示とした部分）	7条2号 〈本件非開示情報 7〉
	署長、副署長、課長、課長代理及び係長の年齢	7条2号

本件対象公文書 3			
	人事管理の再徹底による各種不祥事案の絶無について（令和3年7月16日付け、通達乙（警. 人1. 監）第254号）		
		警察電話の内線番号	〈本件非開示情報8〉 7条6号
		上記以外の非開示とした部分	〈本件非開示情報9〉 7条6号
本件対象公文書 4			
	〇〇について（令和3年7月21日付け、通達乙（警. 人1. 監）第259号）		
		警察電話の内線番号	〈本件非開示情報8〉 7条6号
		上記以外の非開示とした部分	〈本件非開示情報9〉 7条6号
本件対象公文書 5			
	職員の懲戒処分等について（令和3年7月16日付け、人事第一課）		
		署長、副署長、課長、警部及び警部補の年齢	7条2号